

第 4523 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2012年)平成24年 7月10日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 役員退職金の損金算入

Q：当社の役員が、退職することになりました。役員退職金を損金算入する場合、どのような点に注意したらいいですか？

A：退職金の額が不相当に高額でないこと、退職金の額の算定に注意してください。

【解説】

役員に対する退職金を損金算入するには、以前は、損金経理要件があって損金経理をしなければ損金に算入できなかったのですが、今は損金経理要件が撤廃されていますので、損金経理は不要なのですが、その役員退職金が多額と認められると、その不相当に高額と認められた部分は損金算入することができないこととなっています。

不相当に高額かどうかは、その支給した役員退職金の額が、①その役員その法人の業務に従事した期間、②その退職の事情、③その法人と同規模同業種の法人の役員に対する退職給与の支給状況等に照らして、判断されることとなります。

不相当に高額かどうかの判断は、なかなかつきにくいものですが、役員退職金の算定方式には、次のようなものがあります。

(1) 功績倍率方式

退職時の役員報酬月額×役員在任年数×功績倍率＝役員退職金

(2) 1年当たり平均額方式

代表取締役でかつ、創業者である場合には、同業種、事業規模が類似している、売上金額の要素が類似している会社を選定して、その平均額を算出する方法も認められます。

